

「太陽光発電促進付加金」と「再生可能エネルギー発電促進賦課金」のご負担について、以下のとおりご説明いたします。

「太陽光発電促進付加金」と「再エネ賦課金」のご負担について

平成24年7月までの「太陽光発電の余剰電力買取制度」では、前年の買取に要した費用を、翌年度に、「太陽光発電促進付加金」としてご負担いただく仕組みとなっています。

なお、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」では、再エネ電源で発電される電気の前年度の買取に要する費用を、当年度中に、「再エネ賦課金」としてご負担いただく仕組みとなっています。

このため、当面の間、「太陽光発電促進付加金」と「再エネ賦課金」をあわせてご負担いただくこととなります。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度～
太陽光 余剰電力買取制度 (太陽光付加金)	11月	1月	1月	7月	
	余剰電力の買取		余剰電力の買取	余剰電力の買取	
		太陽光付加金	太陽光付加金	太陽光付加金	太陽光付加金
再エネ 固定価格買取制度 (再エネ賦課金)				再エネ電気の買取	再エネ電気の買取
				再エネ賦課金	再エネ賦課金